

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：様

事業所名： ケアサポート延寿荘

(呉市指定 第 3470503628 号)

居宅介護支援事業所重要事項説明書

〔令和 8 年 6 月 1 日現在〕

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

TEL 0823-71-1678

担当 介護支援専門員 _____ / 管理者 城戸 崇

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアサポート延寿荘
所在地	呉市広町字中横路 2445 番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 3470503628 号)
サービスを提供する実施地域※	旧呉市内 (川尻町・安浦町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・下蒲刈町・豊浜町・豊町を除く地域)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1 名 介護支援専門員 2 名 (内、1 名は常勤兼務、他 1 名は常勤専従)

(3) 営業時間

月曜日～日曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

※ (1 月 1 日～1 月 3 日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. ハラスメント対策

事業者は、職場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、利用者およびその家族、その他関係者が対象となります。

2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に速やかに対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 1「サービス提供の標準的な流れ」参照

付属別紙 2「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項
説明書」

5. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料) ※地域区分 1 単位：10 円

① 居宅介護支援費Ⅰ（介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合）

要介護 1・2 1,086 単位 要介護 3・4・5 1,411 単位

② 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300単位

入院時情報連携加算 入院当日 1ヶ月につき 250単位

入院日の翌日又は翌々日 1ヶ月につき 200単位

退院・退所加算

(I) イ 連携1回・カンファレンス参加無 1回につき 450単位

(I) ロ 連携1回・カンファレンス参加有 1回につき 600単位

(Ⅱ) イ 連携2回・カンファレンス参加無 1回につき 600単位

(Ⅱ) ロ 連携2回・カンファレンス参加有 1回につき 750単位

(Ⅲ) 連携3回・カンファレンス参加有 1回につき 900単位

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 50単位

介護職員等処遇改善加算 1ヶ月につき 加算を含む総単位数×2.1%

③ 減算について

当事業所は、下記の減算はありません。

特定事業所集中減算 正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)

1ヶ月につき 200 単位

高齢者虐待防止措置未実施減算 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 所定単位数の1.0%減算

業務継続計画未実施減算 感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じていない場合

所定単位数の 1.0%減算

※上記の利用料について、介護保険法その他関係法令により、改訂する場合があります。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。ただし、自動車を使用した

場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から路程 1 キロメートル当たり 35 円を実費として徴収します。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために、利用者およびその家族の同意を得て、個人情報を用います。

7. 事故発生時の対応

- 1 自らのサービスの提供により事故等が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故に関する必要な情報を記録し、法人内でその原因について協議して、再発防止に努めます。
- 2 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

ケアサポート延寿荘

受付時間 月曜日～金曜日（但し、1月1日～1月3日は除きます。）

TEL 0823-71-1678

FAX 0823-71-6799

苦情解決管理者 城戸 崇

苦情受付担当者 三尾 英恵

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

① 広島県国保連合会介護保険課

TEL 082-554-0783

FAX 082-511-9126

受付 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（土日祝祭日を除く）

② 呉市役所介護保険課

TEL 0823-25-3136

FAX 0823-22-8529

受付 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝祭日を除く）

③ 苦情処理第三者委員

氏名 新名谷 敏美
住所 呉市郷原町 642-1 TEL 090-7122-9300

氏名 島 靖子
住所 呉市阿賀北 2 丁目 5-19 TEL 090-6406-9671

氏名 駄賀 健治
住所 呉市安浦町内平 540 番地 TEL 080-5235-1130

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

9. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などのため、指針を整備し責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなどの措置を講じます。

- 1 事業者は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- 2 当該事業所職員又は養護者（養護している家族・親族・同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 4 事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：特別養護老人ホーム 施設長 氏名：原本 一

10. 提供するサービスの自己評価及び第三者評価の公表

ケアサポート延寿荘の質の評価については次のとおり公表するものとする。

- ① 自己評価 毎年 6 月に実施し、社会福祉法人愛栄会ホームページにて公表する。
- ② 第三者評価 毎年 6 月に実施し、WAMNET を通じ公表する。

実 施 の 有 無	無 し
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

ケアサポート延寿荘 重要事項説明書

【 説明同意欄 】

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 法人名 社会福祉法人 愛栄会
代表者 栗原 毅

【事業所】所在地 呉市広町字中横路 2445 番地
事業所名 ケアサポート延寿荘
管理者 城戸 崇 印
(指定番号 第 3470503628 号)

【 說 明 者 】 氏名 印

本書面に基づいて事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意し受け取りました。

令和 年 月 日

【利用申込者】

住所

氏 名

印

【利用者家族】

住所

氏 名

(続柄)

印

【代理人】

住所

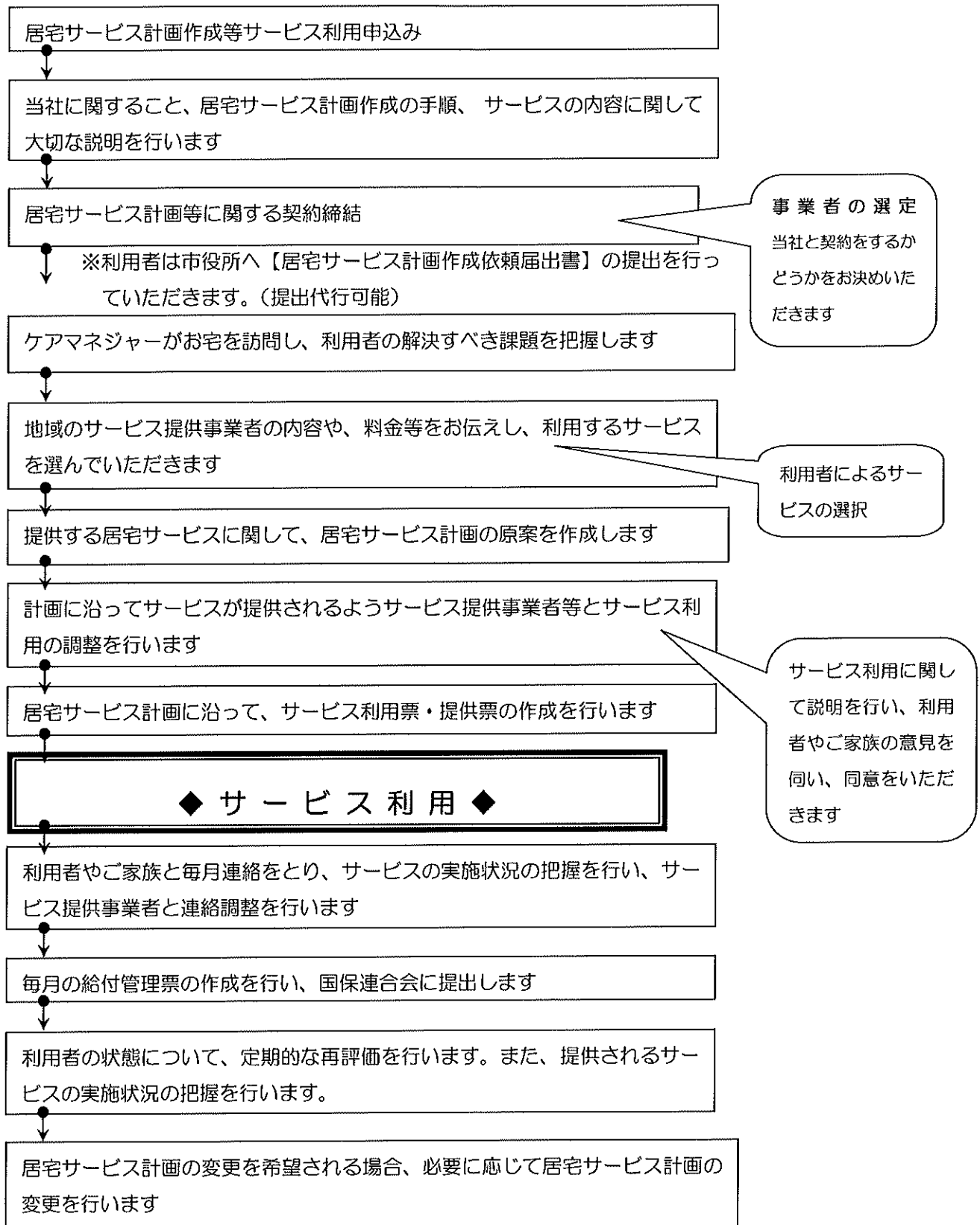
氏 名

(続柄)

印

(付属別紙 1)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙 2)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。